

みやき町立小・中学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

みやき町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨、現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

# Ⅰ 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

- 本計画は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和7年6月18日7文科初第793号文部科学事務次官通知）で示されたとおり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）が交付され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることを受け、同法第8条に基づき策定するものである。
- みやき町教育委員会は、本計画を学校及び町長部局と連携して総合的に推進するとともに、保護者や地域住民の深い理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイング（心身の健康と幸福）の確保に努めていく。みやき町教育大綱に掲げている「子どもたちが一人ひとりの多様性を受け止めながら、様々な人や地域とつながり合い、その中で自らの個性を発揮し、確かな学力と生きる力を身に付けること」を成し遂げるためには、教育職員がやりがいをもって子どもたちとのかかわることができるように、支援体制を整えることが重要である。
- 取組状況や課題について、本町定例教育委員会を通じて継続的に検証し、学校の置かれた状況や社会情勢の変化に応じて計画を適宜見直すことで、実効性の高い「学校における働き方改革」を不断に推進していくものである。

## (2) 本町の現状

- 本町では、これまで教育職員の働き方改革を重要な教育課題の一つとして位置づけ、業務の適正化や校務の効率化、学校行事の精選、部活動の負担軽減に取り組んできた。
- 学校における働き方改革推進の具体的な取組
  - ・ 夏季休業中の閉庁日の設定
  - ・ 校務支援システムの導入による業務の効率化
  - ・ 学校生活支援員、教諭補助、ICT支援員等の配置
  - ・ 部活動指導員の活用、並びに一般社団法人を中心とした部活動の地域展開

この他にも、本町の特色として、全7校でコミュニティ・スクールを導入し、地域住民による学校支援体制の構築を進めている。

- このような取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度実績は以下のとおりである。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	23時間45分	11.3%	0.5%
中学校	30時間37分	22.7%	1.75%

- 1か月当たりの時間外在校時間が45時間を超える教育職員の割合が小学校では11.3%、中学校においては22.7%と高くなっている。特に中学校では、生徒指導や不登校、発達障害等生徒個々への対応の複雑化に加え、保護者対応（クレーム、過度な要求）の増加、部活動指導の業務負担が大きくなってきている。
- 一部の教育職員において長時間勤務が常態化しており、時間外在校等時間が月80時間を上回る教育職員が中学校で1.75%となっている。特に若手教員への指導体制の確保や、保護者等からの過度な要求への対応、部活動地域展開の円滑な進展など解決すべき課題も残されている。教育職員の心身の健康保持は教育の質の維持・向上に直結する喫緊の課題である。

## 2 目標

教育職員が心身ともに健康な状態で、その専門性を十分に発揮し、児童生徒一人ひとりに向き合った質の高い教育活動を行うために、本計画における目標を次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1カ月の時間外在校時間が45時間以下の教職員の割合を100%とすることを目指す。

- 年間における1ヵ月の時間外在校等時間の平均時間を、平均で 30 時間程度となることを目指す。
- 年間における時間外在校等時間について 360 時間以下となることを目指す。

## (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が「みやき町で働いてよかった」と実感できる職場環境を目指し、以下の指標を改善する。

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数 14 日以上を目指す。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。ただし、社会情勢の変化や国・県の制度改正、取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

みやき町では、本計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

- ① 学校以外が担うべき業務
- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
  - ・ 各地域の登下校時の実情を踏まえつつ、青少年サポート隊や青パトなど地域住民等による通学路の見守り活動を継続する。必要に応じて、町長部局及び警察署と連携し、見守り体制を強化する。
- 放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・ 放課後から夜間における見回りについて、学校における自主的な見回りは、原則行わないこととする。また、校警補導連絡協議会において、補導された

児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 保護者や地域からの過剰な苦情、不当な要求など学校だけでは解決が難しい事案に対し、学校のみによる対応としないよう法務相談体制を構築する。また、必要に応じ、町の顧問弁護士の活用を提案する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システムの機能や「一人一台端末」の活用等によって、県や町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、町教委内においても、目的が不明確な調査や類似調査の削減、照会様式の統一化や明瞭化に努める。

○ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ ICT 支援員が中心となって対応する。また、専門事業者が対応するヘルプデスクを設け、各学校からの問い合わせに随時対応する。

○ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・ 北茂安 B&G 海洋センターを利用できる学校が増えるように、今後検討していく。

○ 部活動

- ・ みやき町部活動及び認定地域クラブ活動の在り方に関する方針を遵守し、休日の活動休止日の設定、練習時間の短縮を徹底する。一般社団法人みやき町地域スポーツ・文化クラブを中心に、令和 8 年度から 13 年度において地域展開を図っていく。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○ 授業準備・教材作成の補助

- ・ 全校に配置するスクール・サポート・スタッフに、授業で準備する印刷・

準備、小テスト等の採点補助、資料整理などを依頼することで、教員が児童生徒と関わる時間や授業準備期間を増やす。

- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 3学期の修了式を3月17日（令和7年度より）にすることにより、新年度の準備期間を確保し、新年度の円滑なスタートを切ることができるよう計画的に校務に取り組む。
- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回って（小学4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃活動日の頻度の見直しなど、日課表の工夫を行う。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、産業医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の分析結果を活用し職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題について、学校ごとに相談員を任命し、毎年度初めに全職員へ周知する。

- 定時退勤日を週1回設定し、夏季休業期間中には町内一斉で学校閉庁日を設定する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

### (1) 進捗状況の把握と公表

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を客観的に把握し、本町定例教育委員会において報告を行う。あわせて、みやき町ホームページ等で公表を行う。
- 時間外在校時間に係る目標の達成状況については、サービス管理システム等により月単位、年単位で厳格に把握する。
- ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標については、ストレスチェックの結果を活用し、多角的に分析・評価を行う。

### (2) 学校への指導・支援の強化

- 町教育委員会は各学校の状況を定期的に確認し、本計画の目標達成に課題が見られる学校に対しては、速やかにヒアリングや実地指導を実施する。
- 特に、長時間勤務が常態化している教育職員がいる場合や、休憩時間の確保が十分にできていない学校に対しては、当該年度内に改善が図られるよう、個別の支援・指導を重点的に行う。
- 管理職のマネジメント能力向上を図るため、校長研修会等において、働き方改革やメンタルヘルスをテーマとした研修を充実させ、組織的な学校運営体制の構築を支援する。

### (3) 多様な専門人材の確保と関係部局との連携

- 児童生徒への多面的な支援と教員の負担軽減を両立させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材に加え、医療・福祉関係機関との連携を推進する。
- 町長部局と緊密に連携し、学校が抱え込みやすいネグレクト等の福祉的課題

に対して、行政全体での対応に努める。

#### (4) 地域・保護者とのパートナーシップ（コミュニティ・スクールの活用）

- 「みやき町教育大綱」が掲げる地域に開かれた学校づくりを推進するため、全小中学校に設置されているコミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の場を活用し、本計画の趣旨や「業務3分類」について説明を行い、地域住民や保護者の理解と協力を得る。
- 広報誌や町公式 SNS 等を通じて、教育職員の働き方改革が「教育の質の向上」に直結することを町民に広く周知し、社会全体で学校を支える機運を醸成する。

#### (5) 計画の見直しと継続的な改善

- 本計画は、国や県の動向、および町内の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。PDCA サイクルを回すことで、実効性のある働き方改革を継続的に推進する。